平成２４年（フ）第４４０号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目５番17―514号
破産者　株式会社エコワールド
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１４号
大阪府八尾市太田７丁目75番地の３
破産者　株式会社モロムギ建装
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５３４号
大阪市浪速区敷津東３丁目６番９号
破産者　西村環境開発株式会社
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６６９号
大阪市此花区西九条１丁目15番４号
破産者　株式会社モデリット
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６９号
大阪府枚方市山之上３丁目８番２号
破産者　株式会社日誠電工
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２６６号
大阪府茨木市上穂東町４番18号
破産者　有限会社孫田運送
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２８３号
大阪市中央区博労町２丁目２番７号
破産者　有限会社プロスパー
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３１７号
大阪市北区梅田２丁目５－４　千代田ビル４階、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区梅田１丁目２番２―200号
破産者　株式会社エービーシートゥエンティワン
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３３０号
大阪市平野区長吉長原４丁目８番25号
破産者　株式会社ワイティ精密
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３６２号
大阪市浪速区難波中３丁目６番８号難波シーサータワービル
破産者　住環境設計株式会社
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４５４号
大阪市西区西本町１丁目９番13号ＦＵＪＩビル５号館801号
破産者　株式会社ハーフ
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４６８号
兵庫県尼崎市西御園町119番地の３
破産者　有限会社オーピーエム
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５３９号
大阪府豊中市東泉丘４丁目３番１―305号ジオ緑地公園１番館河田方、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区靱本町１丁目18番８号
破産者　有限会社マークス
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５６５号
大阪府羽曳野市島泉１丁目５番８―102号
破産者　有限会社ダイヤ運送
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５７５号
大阪府豊中市本町１丁目13番32号
破産者　有限会社フィーリック
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６０５号
大阪府豊中市山ノ上町６番47―203号
破産者　大昭機工株式会社
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６６３号
大阪府茨木市新堂１丁目５番15号
破産者　株式会社イプセン
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３０４号
広島市西区南観音町21番30―201号
破産者　株式会社アルパ・コーポレイション
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７号
徳島県板野郡藍住町住吉字江端140番地５
破産者　株式会社創建設
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５３号
徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓60番地２、旧住所徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字南大手56番地43
破産者　小林　敏克
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９号
徳島県阿波市阿波町森沢23番地１
破産者　有限会社アクティブ
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３号
北海道室蘭市東町４丁目７番10号
破産者　東洋建設株式会社
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係